

個人情報の共同利用について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供にあたらないうこととなっています。

◆事業主とのデータ共同利用について

日産化学健康保険組合（以下、「当組合」という。）では、保健事業について事業主と共同で実施するため、以下の個人データを事業主と共同利用しております。

① 事業主経由での配布業務

当組合では給付金決定通知書、被扶養者の資格確認表等を事業主経由で配布しておりますが、その配布作業軽減および給付金の支給などの処理のために、事業主が保有する会社属性データを共同で利用しています。

共同利用する目的	健康保険法で定められた適用業務および保険給付、保健事業等に付随する、各種配布業務、経理事務の負担軽減のため
共同利用する項目	被保険者証の記号・番号、氏名、電話番号、従業員番号、所属コード、所属名、組織名、事業所名
共同利用する者の範囲	事業主：事業所の定める担当者 健康保険組合：常務理事ほか職員
データ管理責任者	事業主：人事担当部門長 健康保険組合：常務理事

② 事業主との保健事業の共同実施

事業主および当組合は、共同で被保険者ならびにその家族の健康管理を推進し、心身の健康管理の増進、疾病予防を図り、快適な職場環境の確立を目指します。

また、健診結果に基づく事後指導（特定保健指導を含む）を効果的に行うため、個人情報を共同して利用します。

共同利用する目的	事業所においては労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。 健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、事業主とともに被保険者、被扶養者の健康の保持増進に努めます。
共同利用する項目	被保険者証の記号・番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号 事業所名、事業所住所、所属名、従業員番号、 健診結果、問診票の記載内容、特定健診階層化結果、
共同利用する者の範囲	事業主：産業医、保健業務担当者、事業所の定める担当者 健康保険組合：常務理事ほか職員
データ管理責任者	事業主：健康管理担当部門長 健康保険組合：常務理事

③ データヘルス計画事業

当組合は、データヘルス計画の作成及び実施について、事業主と共同で疾病予防に取り組みます。

共同利用する目的	被保険者および被扶養者の疾病予防対策および労働災害防止を目的として、診療報酬明細書（レセプト）の情報および健診データ、特定保健指導データの突合分析を実施し、その分析結果をもとに受診勧奨および疾病予防対策事業を実施します。
共同利用する項目	被保険者証の記号・番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、事業所名、事業所住所、所属名、社員コード、 安全衛生法に基づく健康診断、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診、特定保健指導のデータ 医療機関受診実績、上記目的に記載の疾病予防対策事業を行うために必要なレセプト情報
共同利用する者の範囲	事業主：産業医、保健業務担当者、事業所の定める担当者 健康保険組合：常務理事ほか職員
データ管理責任者	事業主：健康管理担当部門長 健康保険組合：常務理事

◆健康保険組合連合会とのデータ共同利用について

当組合と健康保険組合連合会（以下「健保連」という）では、当組合で高額な医療費が発生した場合に、健保連が実施する高額医療交付金交付事業から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

（他の健康保険組合も同じ内容で共同実施）

共同利用する目的	当組合においては、健康保険法附則第 2 条に基づく高額医療費交付金交付事業に関する交付金申請を行い、医療費の一部の交付を受け取るため。 健保連・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また特に高額である月 1 千万円以上の診療報酬明細書（レセプト）については、個人情報を除いたうえで、金額・主病名について公表することにより、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。
共同利用する項目	「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目。
共同利用する者の範囲	健康保険組合：常務理事ほか職員 健保連：交付金交付事業グループ・高額医療担当職員 （業務委託先：公益財団法人日本生産性本部 ICTヘルスケア推進部及び協力会社）
データ管理責任者	健康保険組合：常務理事 健保連：組合サポート部 部長